

社会福祉法人白鳩学園 定年退職者再雇用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩学園職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第24条の規定により、定年退職した者を嘱託として再雇用する事項を定めるものとする。

(再雇用の申込み)

第2条 再雇用を希望する者は、次の各号の手続きをしなければならない。

- (1) 再雇用申込書の提出
- (2) 医師の健康診断

(雇用条件)

第3条 再雇用を希望する者は、次の各号の条件を満たしているものとする。

- (1) 法人が希望する職務の遂行に必要な業務知識、経験、能力を保有していること
- (2) 勤務に精励する意欲・人間関係が維持できること
- (3) 勤務に支障がない健康状態を保持できること

(契約期間)

第4条 再雇用者の契約期間は、1ヵ年とする。ただし、本人が希望した場合は、満65歳まで契約を更新することができる。その後、引き続き勤務を希望する場合は、臨時職員雇用規程により雇用する。

(再雇用の決定)

第5条 再雇用が決定した者は、労働契約書等の所定の手続きをしなければならない。

(給与)

第6条 再雇用職員の給与については、別に定める再雇用職員給与規程による。

(施設長の適用除外)

第7条 施設長については、この規程から除外し、理事会で決定する。

(準用)

第8条 この規程の定めのない事項については、職員就業規則第10条（試用期間）、第18条（休職及び休職期間）、第20条（復職）、第21条（復職の手続き）、第24条（定年退職）、第29条（退職手当金）、第44条（育児時間）、第53条（産前産後の休暇）、第56条（育児・介護休業等）の規定を除き、職員就業規則を準用する。

附 則

この規程は、昭和63年7月1日から施行する。

この規程は、一部を改正し、平成2年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成3年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成7年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、一部を改正し、令和2年10月1日から適用する。